

新潟大学人文・法・経済科学部同窓会会則

- 1条 (名称・所在地) この会は新潟大学人文・法・経済科学部同窓会(青松会)(以下、「本会」という。)と称し、本部を新潟市内に置く。
- 2条 (目的) 本会は会員相互の親睦・扶助を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 3条 (事業) 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
1. 総会の開催。
 2. 同窓会名簿の管理及び会報の発行。
 3. その他、目的を達成するために必要な事業。
- 4条 (会員) 本会の会員は次の者とする。
1. 通常会員：新潟大学人文学部、法文学部、法学部、経済学部、経済科学部を卒業した者。ただし、前記学部及び同学部関連大学院に在籍したことがある者から、入会申請のあった場合には常任理事会の承認を必要とする。
 2. 準会員：新潟大学人文・法・経済・経済科学部の在籍者。
 3. 特別会員：新潟大学人文・法・経済科学部の教員。
- 5条 (入会金と会費) 会員(上記の会員の内、特別会員を除く)は入会の際、入会金(既に入会金を支払った会員は不要)を納入し、通常会員は毎年度、会費を納めるものとする。その金額は理事会で決定する。
- 6条 (役員) 本会には次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 事務局長 1名
 4. 会計監事 2名
 5. 各支部長 1名
 6. 理事 若干名
 7. 各委員長 1名
- 7条 (会務) 会長は会務を統括して本会を代表する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時これに代わる。事務局長及び理事は会長の命により会務を処理する。会計監事は本会の会計を監査して理事会及び総会に報告する。
- 8条 (役員を選出と任期) 会長、副会長及び会計監事は総会において会員の中から選出する。事務局長及び理事は会員の中から会長が委嘱する。役員任期は3年として再任は妨げない。但し、支部長の選出と任期は支部会員の協議において決定する。役員たるにふさわしくない行為があると認められるときは、理事会の同意を得て、会長はこれを解任することができる。
- 9条 (顧問) この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 10条 (会の構成) 本会は次の会で構成する。
1. (総会) 原則として年1回開催し次の事項を行う。議決は出席者の過半数とする。
 1. 会則の改正
 2. 役員を選出
 3. 議事の審議
 4. その他報告事項の承認
 2. (理事会) 会長、副会長、支部長、理事、事務局長、委員長をもって構成し、本会の運営および予算の審議、議決を行う。総会の議決・承認事項のうち特に緊急を要する場合は理事会が総会に代わることができる。ただし会則の改正、役員を選出は本条の適用外とする。
 3. (常任理事会) 会長、副会長、支部長、事務局長、委員長をもって構成し、本会の業務・事業を審議する。会計監事は会長の要請に応じ、この会に出席して意見を述べるることができる。

4. (本部運営委員会) 会長、副会長、事務局長をもって構成し、本会の企画・運営に当たる。
特に緊急を要する事項がある場合は本部運営委員会で審議決定できるものとする。
5. (委員会) 必要に応じ会長が設けることができる。委員会は会長の命により事業の推進に当たる。委員長及び委員は会長が委嘱する。

11条 (収 入) 本会の収入は入会金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
なお会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

12条 (支 部) 会員の多数居住する地域、職場には支部を置くことができる。

13条 (表 彰) 会員の中から同窓会活動に多大の貢献をした者及び、文化・スポーツ・研究などを通じて母校の発展と同窓会の名声を高めることに寄与した者は、理事会の議決により、これを表彰し、または感謝状を贈呈することができる。

付 則

1. 会費は次の通りとする。

① 入会金 20,000円 ② 通常会員 年額 2,000円

2. 平成18年4月1日から発足する「全学同窓会」に加入する。

3. この会則は令和4年7月2日に改定し、同日より発効する。

昭和34年10月18日制定
昭和60年 2月23日改定
昭和63年10月21日改定
平成 7年12月 6日改定
平成10年 6月22日改定
平成17年 6月11日改定
平成26年 7月 5日改定
令和 4年 7月 2日改定